

[目次へ]

公共性の概念について

日本公共政策学会会長

山 川 雄 巳

関西大学

1. はじめに

年報第2号への寄稿を求められたこの機会に、私は、「公共政策の公共性」について考えてみることにしました。

日本公共政策学会は、会則第2条に規定されているように、「公共問題、公共政策および政策学に関する研究を推進する」ことを主要な目的とする学会ですから、「公共政策とは何か」、「公共政策の公共性とは何か」という問題は、私たちにとって重要な問題だといえます。会員の皆様はそれぞれに「公共政策」についての一定のイメージや理解をもっておられることでしょう。すでに何人かの方々がこれに関する考察を発表しています⁽¹⁾。私も会員の一人として、あらためて、この問題をとりあげ、考えてみたいと思うのです。

《公共政策》は、ごく一般的には、「公共福祉ないし公共利益の 実現を目的とする政策である」というように定義されることが多いようです。しかし、そのさいすぐ問題になるのは、ここで使われている《公共福祉》とか《公共利益》という言葉における《公共》とは何かということです。《政策》については、私はこれまで別の機会に何度かふれたことがありますので⁽²⁾、本稿では、焦点を《公共政策》の《公共性》に絞って議論を進めることにしたいと思います。

ただ、《公共政策》の厳密な概念規定ができなければ、公共政策研究が進められない

というわけでもないということも申し添えておいたほうがいいかもしれません。

たとえば自然科学の場合、最近では環境問題がクローズアップされるようになってからは少し変わったと思いますが、《自然》の概念をあらためて問題にすることはあまりありません。その概念規定ができなければ自然科学的研究ができないというわけでもないのです。経済学にしても、外部性(externality)や公共財(public goods)の問題との関連で《経済》の概念が問い返されていますが、それでも一般に、経済の概念自体を問題にしてみても、どうということはない、というような態度がみられるのではないのでしょうか。

場合によっては、概念規定の試みなどは控えておいたほうがいいような状況すらありうるでしょう。日本の政治学界では、戦前期に、政治の概念をめぐる論争が活発におこなわれたことがあります。しかし、これと対照的に、戦後の政治学は、政治の概念などはほとんど問題にせず、実証研究のほうに力を入れるようになりました。むしろそのほうが政治学の内容を豊かにするうえで効果的であったのです。

《公共政策》の概念にしても、研究者たちが、それぞれ暗黙のうちにイメージし了解している概念内容にしたがって、政策研究をすすめればいいのであって、これをあらためてとりあげ吟味する作業にどれほど意味があるのか問題だともいえます。

しかし、およそ科学や学問は、厳密な概念のうえにこそ築かれるのだということからすれば、基礎概念についての吟味が全くおこなわれないのでは、研究がしっかりした学問的基礎をもたないことになってしまいます。それゆえ、ある程度は概念規定の試みも必要でしょう。

「法学者たちはいまだに法の問題をめぐる争っている」とカントは述べました。しかし、18世紀当時のドイツでは、近代法の体系が形成されようとしていたわけで、そのこととの関連で見れば、法の問題をめぐる論争は、たんなる学問上の遊戯のようなものではなく、研究対象としての《法》を見据え、これからどのような方法で研究を進めるべきかという、法学のパラダイム転換をめざす戦略的重要性をもっていたのです。それゆえ、いろいろな概念規定の試みが現われて互いに争うような事態が生じて当然だったのですし、またそうした方向づけの多様性が、それ以後のドイツ法学の展開にとって有効に働いたのです。基礎概念や研究戦略を問題にしないような学問には、新しい発展や成長を期待できないでしょう。同じようなことが、《公共政策》の概念規定の試みについても言えるのではないかと思います。

2. 《公共政策》という言葉をめぐる3つの経験

最初に、《公共政策》の《公共性》の意味を考えようとする事と関連する、私自身のいくつかの経験を紹介してみましょう。

第1のケースは、最近私がある業界の人と電話で話をしたときの経験です。この人は先輩の方でしたが、話が「日本公共政策学会」のことにふれたとき、かれは「コウキョウセイサクガツカイ?」と問いかえしました。当然、私はいろいろ説明したのですが、電話を通しての話だったこともあり、分かってもらうのに時間がかかりました。そういう経過があったものですから、私はその方が書いた記事原稿で「日本公共政策学会」のことがどのように書かれているかを、よく確認しておいたほうがいいと思いました。はたして、ファックスで送られてきた原稿を見てみると、いわゆるワープロ・ミスでしょう、驚くべき学会名が書かれてありました。もちろん訂正をお願いしましたが、この経験から私はいくつかのことを勉強しました。1つは《公共》という言葉は、いまの日本では、ピンとこない、忘れられかかっている言葉なのではないかということです。いま1つは《公共政策》という言葉が、まだ日本では熟さないところがあるのではないかということです。もう1つは、一般の市民レベルでは、政策のことなどは自分たち自身のことというより、政治家や官僚にまかせておけばいいのだという感覚がまだ強く残っているのではないかということです。

次に、《公共政策》という概念がまだ熟していないのではないか、ということにかかわる別のエピソードを紹介します。これはもう10年ほども前のことですが、私が、ある親しい経済学の教授と話をしている、「最近では公共政策に関心をもって研究を進めています」と申しあげたところ、その先生は、「経済政策や社会政策のことはよく知っているが、公共政策という言葉は聞いたことがない。それはどのようなものなのか」と質問されたのです。そこで私は、「公共政策は新しい概念です。国や自治体の政策体系を全体とし見直そうというのがひとつの新しい研究動向になってきていて、経済政策や社会政策だけでなく、その他の政策、たとえば外交政策や軍事政策なども含めて、政府が処理しなければならないような政策の全体を公共政策と総称するようになっているのです」とお答えしました。

しかし、この先生は私の回答にあまり満足されたようではありませんでした。公共料金のことを専門に研究されていた方でしたから、「公共」という言葉に独特のこだわりをもたれておられたのでしょう。ひょっとすると、最初の印象として、「公共政策」の

ことを「公共料金の決定にかかわる政策」のようにお考えになったのかもしれませんが。

《公共政策》にかかわる私の第3の経験は、村山富市元首相にお目にかかったときの経験です。私は1997年の8月、村山元首相に阪神・淡路大震災にさいしての首相行動についてインタビューしたのですが、そのとき、本論に入るまえ、話がたまたま日本公共政策学会のことにふれたとき、元首相は「その公共政策とはどういうものですか」と質問されたのです。

そのとき私は、さきの経済学の先生との会話でのようなお答えをしたのですが、村山元首相の場合もなかなか納得してもらえませんでした。もうすこし公共政策の《公共性》について説明してほしい、とっておられたのではないかと推察しましたが、しかし、私の側からいうと、インタビューの本題に入る前の時間で元首相の質問ですから、《公共性》と《公共政策》の概念について私の意見をそう詳しく述べる時間的余裕がありません。そのことを申しあげて、こちらからの質問に入らせていただき、結果的には、ひとつの大きな宿題をあたえられたような形になったのでした⁽³⁾。

以上3つの事例から、日本では、《公共政策》という言葉が、一般的に言って、まだあまり熟していない言葉であって、これを初めて聞いた人は、とくに《公共》という言葉にひっかかるものを感じやすいということが理解されるのではないかと思います。

3. 《公共性》の定義例を求めて

3.1 政治・行政理論の領域での定義例

まず、日本の政治・行政理論がどのように《公共性》の概念規定をしているかを検討してみましょう。この領域には文献も大量にあり、さらに《公共性》をめぐる裁判所の判例の蓄積も膨大です。ここではその一端にふれる程度にとどめざるをえません。

日本の戦後政治学における《公共性》論としては、阿部齊さんの『民主主義と公共の概念』（1966年）がもっとも先駆的で重要な貢献であったといえるでしょう。この本において阿部さんは、《公共性》概念について包括的で透徹した問題提起をおこない、《公共性》の概念は、論理的にはその内容になんらの制約も加えていないが、現実には慣習や制度によって制約されざるをえないのであって、このため、《公共性》は内容的に歴史的な性格をもつ、としています⁽⁴⁾。

長浜政壽「現代行政における『公共性』の問題」(1970年)は、《公共性》の内容が歴史的に規定されるという阿部さんの意見に賛成しながら、とくに行政との関連で《公共性》について論じています。

長浜先生の議論の特徴は、《公共性》を国家の中立性と関連づけ、近代国家における政府の社会保全機能が次第に社会への介入・調停機能へと展開してきたことを指摘したことにあります。次のように言います。「現代国家はこの二つの機能の同時的併存であり、しかも調停機能により強く傾斜しながら、それぞれの形体におけるこの同時的併存の均衡点にあるものといえる。・・・現代行政の公共性の意味を、私はおおよそ以上のように[つまり、そうした具体的な形で現われているものと]理解できると思う」(5)。さらに「公共性なるものが、先験的なるものとして存在しないのであるならば、そして行政官の行為がつねに正しいという楽観論をとることができないのであるならば、公共政策の形成、変貌の全過程を通じて、それが権力の一方的支配にならないようにすること、これが現代行政における公共性の一つの課題となる」。したがって「公共性保障の基準として、人間の尊厳、あるいは政治システムにおける個人の地位の尊重、こういうことを仮説的な規準としてあげてもよい」(6)。

こうした《公共性》基準論は、その後、行政学よりも、むしろ行政法学の領域において発展させられてきました。

その1つの代表的な業績は、ある行政法学者グループの5年間にわたる大規模な総合研究をまとめた、室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』(日本評論社、1990年)です。その巻頭論文、室井力「国家の公共性とその法的基準」(1990年)は次のように述べています(7)。

「公共性の法的基準は、抽象的・一般的には、人権・民主・平和および主権ということに概括できる」。「人権尊重主義は、公共性の実体的価値的側面を意味」し、「民主主義は、公共性の手続的制度的(技術的)側面である」。第3の「平和主義は、一方で、平和に生きる権利=平和的生存権という実体的価値的公共性ととともに、他方で、平和的生存権の保障のための手続的制度的公共性(例、戦争の放棄)をも具現するものである」(8)。

「このような公共性の法律学的観点からすれば、現在のわが国の政府とそれに組みする者たちの標榜する『公共性』は、きわめて特殊なものといえることができる」。「それは、一部の特権的私的利益を公的利益に転位せしめるための公共性論であって、イ工意識ともリンクするいわゆる『企業の社会的支配』をも温存利用し、かつ、福祉国家的制

約・要請を最小限に押さえこみつつ、政財官の特殊な癒着構造を媒介として上述の政治・行政の公共性を歪曲するものである」(9)。このようにして、「近代市民国家における市民的公共性の現代国家における発展形体とも称すべき市民的生存権的公共性を実現するための国家の公共性を実現するための作業こそ、法律学の課題である」とされるのです(10)。

室井さんの論文には、体制批判的イデオロギーの色彩を帯びているところもありますが、その論旨は、私があとで取りあげるロールズやハーバースの市民的公共性の立場にたった議論と基本的には一致するものだといっていよいでしょう。

しかし、公共性の法的基準が、日本国憲法の原則に一致するものでなければならないということは、法律学的立場からすればむしろ当然のことなのであって、室井さんの主張は、内容的にはよくわかるのですが、憲法的公共性の原点の再確認にすぎないともいえるのです。そして、現代日本、あるいはもっと広く現代国家での公共性の一般的な法的基準が再確認されたとしても、いまだに《公共性》とは何かという疑問には答えられていないという印象が残るのです。それは、要するに、この言葉の直接的な意味についての疑問に答えられていないからです。

3.2 政策研究関係の文献での定義例

次に、政策研究関係の文献で、《公共政策》や《公共性》がどのように定義されているかを調べてみることにしましょう。

1970年代から世界的にさかんになってきた政策研究の領域の文献や資料は現在では大変な量に達しています。ところが、ほとんどが政府政策について議論しているか、あるいは経済学的な《公共財》の概念を自明的な前提として議論しているかであって、《公共性》や《public》の概念を正面から問題にしているような文献はきわめて少ないのです。

たとえば、ランドの主任研究員であったクエードの『公共決定の分析』は、アメリカで政策研究の一種のバイブルともいえるべき役割をはたしてきた本ですが(11)、《public decision》が多数の人々の複雑な利害関係にかかわっていること、政策が大量の資源・人員を動員する大規模なものであること、その実行に時間がかかり莫大な費用支出がともなうことなどについての鋭い問題意識はみられるものの、《public decision》の《public》性に関する正面からのまとまった議論がなされているわけではありません。

《Public Policy》を表題に掲げた本をみても、アメリカの研究者たちは、《公共性》についてとくにっこんだ議論はしない傾向があります⁽¹²⁾。こうした傾向は、もちろん、タイトルに含まれる《Policy》に《Public》を冠していない政策研究書にも共通しています。

なぜこうした状況なのかは、たとえばシンクタンクの政策研究者の場合を考えるとよくわかります。かれらにとって、研究を委託してくるのは、国や自治体の政府であることが多く、テーマが公共政策にかかわっているということは自明であるわけです。委託された政策問題が公共性をもった政策問題なのか、どの程度の公共性をもっているのかなどと考えることは、おそらく時間を浪費する余計なことにすぎないのです。

それに、アメリカの研究者たちにとっては、《public administration》と《public expenditure》という言葉が、《public policy》という言葉をはっきりささえているという事情もあります⁽¹³⁾。また、政策過程(policy process)の分析も、政策研究者にとっては重要な研究課題ですが、とくに公共政策の政策過程の実証分析において、中枢的な位置を占めているのは政府構造なのです(ただし、政府過程だけが政策過程だとはいえません。政治学系の研究者たちは、時々これを勘違いしています)。

これら3つの事情があるために、多くの研究者たちが、公共政策の概念を自明のものとみなしたり、あるいは、まえに私が述べたような「政府中心的」ともみられかねないような定義が通用することになるのです。こうした定義にしても、現にかなり役に立っているし、中央・地方の政府関係の公共政策の研究課題だけでも、どれほど多くあるかわからない現状であることはたしかです。

いまみたような公共性概念への問題意識の薄い状況のなかで、公共財と集団行動に関する問題提起をしたマンサー・オルソンの理論や、セオドア・ローウイの公共政策類型論などは、公共政策への認識を深化させるうえで際だった貢献でした⁽¹⁴⁾。

ところで、日本では比較的最近のことになりますが、アメリカを中心に《公共選択(public choice)》アプローチが現われたことは、学界が《公共性》概念を考えなおすうえでの強い刺激をあたえることになりました。そして、《public》という形容詞を冠した文献が、このアプローチのもとに大量生産されるようになったのです。

公共選択論は、ケネス・アロウの画期的業績を主要な源泉として生まれた合理的選択論の一種とみられるものです⁽¹⁵⁾。アロウの社会的選択論は、その後、ゲーム理論やオペレーションズ・リサーチなどにもとづく数理的な社会的選択論または社会的決定論、制度の合理的選択を基本テーマとする合理的選択制度論、公共選択論などに発展的に継

承されてきています。

では、《公共》を旗印としている公共選択論の研究者たちは《公共》のことをどのように定義しているのでしょうか。

公共選択論の代表的教科書であるデニス・ミュラーの本をみると、公共選択について次のように書かれてあります。「公共選択は非市場的意思決定に関する経済分析として定義される。あるいは簡単にいえば、政治学への経済学の応用といってよい。公共選択の課題は政治学のそれと同じである。しかしながら、公共選択の方法論は経済学のそれである。公共選択における行動の基本公準は経済学のそれであり、人は利己的・合理的な効用極大者である」⁽¹⁶⁾。このようにミュラーは《公共性》を《政治》によって定義しているのですが、かれの教科書では、実質的には、サミュエルソンの《公共財(public goods)》の概念によって《公共性》を定義しているとみられます。

サミュエルソンは《公共財》を「非競争性の集合的消費財」または「消費における外部性をもつ財」として定義しました。これは「各自の消費が他のいかなる個人のその財の消費の減少ももたらさないような財」ということですが、かれは、《公共財(public goods)》の《public》を、《anyone》、《everybody》というように解釈し、《誰でも》《みんなが》《権利をもつ》財として経済学的に定式化したものとみられます⁽¹⁷⁾。

ミュラーは、サミュエルソンの定義を、次のように言い換えます。「純粋公共財は、共同体のすべてのメンバーに対し同じ量供給されなければならないものと定義できる」⁽¹⁸⁾。かれは、さらに純粋公共財の性質として、供給の結合性と、ひとたびそれが共同体の一部に供給されると他のものの消費を排除するのが非効率的になるという特徴をもっていることを指摘します。供給の結合性というのは、囚人のジレンマ・ゲームに典型的にみられるような、その財の消費について、関係者すべてが協調的な集合的決定または社会的決定をしたほうが有利であるような財のことです。

この種の社会的決定について、ミュラーは、ブキャナンに従って、ホップズ的な自然状態から脱出する社会契約になぞらえ、関係者たちが契約を通して集合的な協調行動をとることが合理的であると判断されるような状況が公共選択または社会的決定の成立基盤だとするのです。

公共財のもうひとつの性質は、たとえば軍隊や警察が供給する対外的・対内的安全保障のように、社会のすべての人が等しく享受することのできる利便性です。そこにオルソンが問題にした《フリーライダー》の現われる可能性もあるわけです。

しかし、ここでとくに注目したいことは、ミュラーが当然のように、方法論的に経

経済学的である公共選択論の研究対象を政治的共同体と規定していることです。政治は経済にとっては外部的なものですが、その外部性(externalities)を研究するのが《公共選択論》の基本テーマとなるのです。

その《公共選択論》の創始者はブキャナンとタロックだとされていますが、かれらは共著 *The Calculus of Consent*, University of Michigan Press, 1962 での議論の出発点として、社会的な集合単位としての国家を選んでいきます⁽¹⁹⁾。しかもかれらは、国家秩序を、個人の合理的意思決定から再構成するという、ホッブズの自然権的政治理論を思わせる理論構成を試みようとするのです。このことはあまり一般に認識されていないことだと思いますが、公共選択論は経済学的な形で再生した自然法理論ともいうべき性質をもっているのです。

ホッブズの理論がそうであったように、近代自然法理論は、国家構成の合理的方法として社会契約という行動を理論の中心に据えています。同様に、ブキャナンとタロックも、まったく個人的な意思決定とは区別される複数の個人の共同的な決定としての《collective choice》を中心的な問題とするのです⁽²⁰⁾。この《collective choice》の概念こそ、かれらの理論のすべての基礎となるものです。そして、かれらが《private choice》または《individual choice》を《collective choice》と対比しているということからすれば、《collective choice》を《public choice》と等置することが許されるように思われるかもしれませんが、両者はかならずしも同じではありません。《collective choice》は、《public choice》よりずっと一般的な概念なのです。

それに、ブキャナンが単独署名入りで書いている同書の付録論文 "Marginal Notes on Reading Political Philosophy" によると、《public》という形容詞の使用に対する明確に否定的な態度が表明されているのです。かれは次のように言います。かれの考えている、個人主義的方法論にもとづく社会的選択理論は、「"public"と"private"とのかかる論理的な区別ないし差別に対しても否定的である」。「"public right"と"private right"とを明確に区別しようとする政治哲学者のあらゆる試みは、私のアプローチとは無縁である」⁽²¹⁾。

しかし、かれは同書で《public》の概念を完全に捨てさっているわけではありません。この言葉を使用するときは、多くの場合、括弧つきの形で使用していますが、時々括弧なしで使用しています。いや、それだけでなく、むしろかれは、かれなりの仕方で《public》を合理的に再構成しようとしているのです。そのために、かれは外部性のレベルをいくつかの種類に分けて、それぞれの段階の《collective choice》または《social

choice》 - これは「社会契約」に相当します - の特徴を論じ、共同体全員を包括する憲法制定行為というべき最高レベルの決定のことを問題にして、これを《constitutional choice》と呼ぶのです。これによって構築されると想定されているのが、立憲的国家秩序とその政府組織なのです。

このように、ブキャナンがめざしたのは、《公共性》概念の完全な抹殺ではなく、むしろその再生・再構成であったのです。

さらに社会的事実として明白なのは、かれはのちに《Public Choice》という言葉を冠した研究所の所長になったのです（ヴァージニア工科大学付置研究所、のちジョージ・メイソン大学付置研究所）。これは、かれの《公共性》概念との公然たる宥和を示すものといえるでしょう。

要するに、ブキャナンの場合、ホッブズの自然権的秩序理論とは、いくつかの点で異なるものの（外部性の概念、経済学的なアプローチ、構成される国家の形態が立憲主義的な性質をもっていることなど）、現代的な社会契約ともいうべき《collective choice》を通して構造化された国家秩序こそ、かれのイメージする公共空間なのです。

以上のように、《公共性》の概念は、政策研究者たちによってはあまり深く考えられていないし、ブキャナンのような、ある意味では《公共政策》と《公共性》について徹底的に考えぬいた研究者によって、いったんはいわば近親憎悪的に《public》の使用が拒否される、というような困った状況がみられるのです。

このようにして、現在、《公共性》の概念を正面から問題にし、深く考えようとしているのは、アメリカでは、政策研究者や社会的選択論者たちよりも、セネットやワイントラウプのような、哲学ないし思想や思想史に関心をもっている人たちではないかと思われるのです⁽²²⁾。アメリカには、あのジョン・デューイが礎石を据えた、公共性への哲学的関心の伝統があるのです⁽²³⁾。

思想史系の研究者たちは、もちろん、《政策》より《公共性》そのものに関心をもっているわけで、現在は《公共政策》の研究者たちにとって疎遠な位置にあると思われるかもしれませんが、こうした事態を改善しなければならないでしょう。

ジョン・ロールズの正義論にしても、アメリカの良き哲学的伝統を受け継ぐものといえるでしょう⁽²⁴⁾。正義をめぐるロールズの議論は非常に詳細かつ広範にわたりますが、かれは《公共財》に関する議論のところで《公共性》にもふれています。かれは公共財を《indivisibility》と《publicness》によって定義します。かれによると、《私的財》と対比される「公共財」は多様ですが、その多様な形態は、「それらの不可分割性の程

度とそれに関係する公衆(the relevant public)の規模の大きさによって規定される」とされています⁽²⁵⁾。この《publicness》という言葉は、英語としては、いまではややぎごちない感じをあたえる言葉ですが、ロールズは《公的性質》というひろい一般的な意味で使っており、これを《publicity》と関連づけているのです。

ロールズの場合、《public》、《publicity》、《publicness》という3つの公共性にかかわる概念があるのですが、かれの理論にとって基礎的な位置をしめるのは《public》です。《public》は、教育その他のなんらかの知識のコミュニケーション活動によって知識や情報を共有しており、そのことによって特徴づけられる人々です。

要するに、ロールズの場合、《公共性》は、コミュニケーションと知識の共有性を特徴とする公衆と呼ばれる人間集団が一般にもっている、まとまりとつながりと共通性といった社会的性質のことをさしている、といてよいでしょう。ただ、かれの場合、公共財概念を伝統的な《public》の概念と結びつけようとしたために、かえって理論的に苦しくなっているところがあります。

《公共性》を意味するドイツ語の《Öffentlichkeit》という言葉は、直訳的には「開かれてあること」を意味しますが、これは18世紀にフランス語の《publicite》と英語の《publicity》を基礎に人工的につくられた言葉だとされています。ドイツ語の《offen》は「開く」を意味しますが、これを基礎とする《Öffentlichkeit》は、英語の《publicity》と同様に、「周知性」、「公表」、「公開」、そして、「公共性」を意味し、さらに「世論」、「世間」、「社会」をも意味します。

現代ドイツの《公共性》論を代表するのはユルゲン・ハーバーマスですが⁽²⁶⁾、かれも知識とコミュニケーションの共同性を重視しています。かれの公共性論については、あとでふれることになるでしょう。

以上、アメリカなど外国の研究者たちの《公共性》概念を概観してきました。政治学系の研究者たちの場合は、むしろあっさりとして《government》の概念で割り切っている傾向があり、その点、楽だともいえますが、やはり理論的には物足りないところがあります。研究者のなかには、ブキャナンのように、《public》という言葉の使用についてむしろ否定的であったひともいますが、かれにしても、《public》概念を理論的に回復したわけです。

全体としてみると、アメリカおよびヨーロッパの《公共性》概念の基礎は、やはり《public》という言葉の固有の意味にあるということが確認されたといえてよいでしょう。

4. 《公共性》の概念分析

これまで見たところによれば、《公共性》の実質的な意味内容が歴史的・社会的な具体性をもつことはたしかだといえますが、《public》という言葉についてみたように、言葉の固有の意味内容が《公共性》の歴史的内容をも限定するような力をもっているように思われます。そこで、この節では、そうした意味内容を探ってみることにしましょう。

4.1 《public》と《private》

英語の《public policy》の《public》はまさに《公共的な》を意味する形容詞ですが、名詞的な意味ももっていて、その場合、「公衆」、「民衆」、「聴衆」、「市民」、「社会」、さらに「仲間」とか「常連」などを意味します。イギリスの「パブ」(public house)は、「誰でも入れる開かれた場所」の意味もあるでしょうが、もともとはコミュニティの人々の集まる場所という意味ではなかったかと思えます。

政治学者のラズウエルと哲学者のカプランは、共著『権力と社会』で、名詞としての《public》を次のように定義しています。

"A public consists of the persons in the group who have or expect to have an opinion. A public is defined in relation to a group so as to provide that divergencies of opinion within a public be superimposed on a basic consensus. Where such consensus is lacking, we have not one but several publics." (27)

ここで重要なのは、ラズウエルらが、「public」の多元性を認めていることです。共同して一般的な合意を形成する人々の集団が《公衆》なのだとなれば、いくつかの異なる意見の統一性によって特徴づけられる諸集団が存在するとしても、それらはそれぞれ《公衆》だということです。全社会的なこの種の合意の内容を、政治理論家として世論について初めて本格的に論じたルソーは《一般意思》(volonte generale)と呼びましたが(『社会契約論』)、ラズウエルらの立場は、《公衆》の一元性ではなく多様性・多元性を認めるのです。つまりそのことは、《公共性》ないし《公共》の多様性・多元性をも認めているといえるでしょう。私たちがさきにみたように、ロールズも、同じような

立場にたっていました。しかし、それよりもここで重要なことは、《公共性》が《一般意思》に通ずるところがあり、社会的全体性・一般性の意味をもつということなのです。

英語の《public》は、15世紀ごろフランスからイギリスに入ってきたものといわれますが、フランス語の《public(que)》は、もともとラテン語の《publicus》を語源とし、後者はさらに同じラテン語の《pop(u)lus》から来ているとされます。この《pop(u)lus》は、《people》、つまり「多数の人々」「民衆」を意味するのです。明らかにこれはギリシア語の《デモス》に相当する言葉です。《publicus》は、たしかに一面においては個人の集合体であって多数者を意味しますが、それにとどまるというわけでもありません。古代のギリシアやローマの多数者たる市民たちは、自覚した自由市民たち、その意味で市民的徳(the civic virtue)の所有者たちであって、社会問題の処理において理非曲直を判定する能力をもっていると想定されていたのです⁽²⁸⁾。

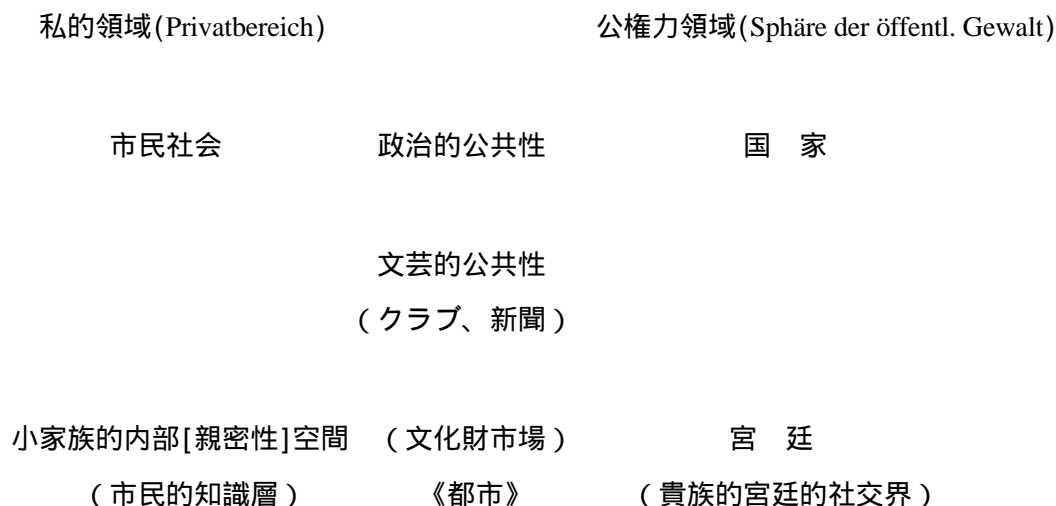
古代ローマ人は、直訳すれば「市民全体の共有物」、「みんなのもの」を意味する《res publica》を国家を意味する言葉として使用しました。これが、《共和制》または《共和国》を意味する英語の《republic》の語源であることはいうまでもないでしょう。そこには、あれこれの不特定の公衆的なものではなく、市民の全体こそ公共性の具現である、という観念が反映されています(公共性の《物化 Verdinglichung》としての国家)。「publicus」は共和制的なニュアンスをもった言葉なのです。古代ギリシア人も、「共通なもの」、「みんなのもの」を意味する《to koinon》を「国家」の意味で使用しました。そしてまた、市民全員またはその代表が共通の事項を審議するために集まる広場・フォーラムを、市民的全体性・共同性の象徴とみなしたのです。

しかし、17世紀ごろには、《public》は劇場の観衆とか、音楽会の聴衆、あるいは本の読者たちなどを意味する言葉として使われることが多かったようです。観衆はひとつの公衆であり、聴衆はまた別の公衆であっていいのであって、ラズウエルの定義はまさにこうした伝統的な《パブリック》の概念にそったものであることは明らかです。

ハーバーマスは、これらの観衆・聴衆などを《文芸的公共性(Literarische Öffentlichkeit)》とという言葉でとらえます。かれは、これを含めた市民的公共性(Bürgerliche Öffentlichkeit)を「さしあたり」という限定つきで、「公衆として集合した私人たちの領域(die Sphäre der zum Publikum versammelten Privatleute)」と規定します⁽²⁹⁾。

そのうえで、かれは、図1に示すような18世紀段階での市民的公共性の基本構図を提示するのです⁽³⁰⁾。

図1 ハーバーマスによる市民的公共性の基本構図



この図について、かれは次のように説明します。「基本的な分割線は国家と社会との間を分ける線で、これが公的領域を私的領域から距てている。・・・私的領域の中には、本来の意味での「公共性」も含まれている。なぜなら、それは私的民衆の公共性だからである。それゆえ、私的民衆のためにとっておかれた領域の内部において、われわれは私的生活圈と公共性という区別をたてる。「国家と社会との間の緊張場面で公共性がはっきりと政治的機能をひきうけるようなる前に、小家族的な親密性から起こった主体性は、いわばそれ自身の公衆ともいべきものを形成する。公権力の公共性が私人たちの政治的論議的になり、それが結局は公権力から全く奪取されるようになる前にも、公権力の公共性の傘の下で非政治的形態の公共性が形成される。これが、政治的機能をもつ公共性の前駆をなす文藝的公共性なのである。それはまだ、それ自身の内部で旋回する公共の論議の練習場であり、これは私人がかれらの新しい私的存在の直接の経験についておこなう自己啓蒙の過程であった」⁽³¹⁾。

またかれは、「これらの私人たちは、当局によって規制されてきた公共性を、まもなく公権力そのものに対抗して自己のものとして主張する。それは、原則的に私有化されるとともに公共的な重要性をもつようになった商品交易と社会的労働の圏内で、社会的交渉の一般的規則について公権力と折衝せんがためであった」と述べ⁽³²⁾、「私人たち」が連帯して公権力と交渉する姿にふれていますが、かれは『公共性の構造転換』では市

民的公共性の連帯的側面にあまり眼をむけているようには思えません。《公共性》は連帯性と解釈されてもいいところがあるということからすると、これは残念です。こうした観点からすると、ポーランドでワレサたちが掲げた《連帯》の理念は、まさに1つの新しい《公共性》創造の運動であったと思われます。

図1が示すように、ハーバーマスの場合、政治的公共性は、国家と社会とのあいだの領域にあって、両者を結合させる役割をはたす、というように把握されていると理解されます。また、《文藝的公共性》は、この政治的公共性をいわば下から支えているように位置づけられています。かれが《公共性》を《圏》として把握するということからすると、これは、国家と社会との中間領域に《政治的公共性》と《文藝的公共性》の《圏域》を想定していることを意味するでしょうが、これは1つの問題点です。あとでこの点にふれることにしたいと思います。

さて、《public》に対する言葉は《private》ですが、これはラテン語の「単一の」とか「個々の」を意味する《privus》からきているわけで、「個人」を意味します。個人は《individual》、つまり、「分割できない単位」のことを意味します。

《public-private》区別の社会は、《public》と《private》または《individual》とのあいだの緊張・対立関係を歴史的に強く意識してきた社会だといえるでしょう。そうした心理を、スタンダールは小説『赤と黒』のヒロインについて次のように描写しています。「マチルドの心には、反対に、いつも公衆とか他人とかいう観念が必要なのだった」(33)。

このような意味で《public》は、案外に、恥や義理を強く意識した江戸時代における《世間》の概念に通ずるものがあるといえるかもしれませんが、もちろん近代ヨーロッパでは、個人主義の伝統が形成されてきたという違いがあります。個人主義的社会は、できるだけ《private》の領域、個人の自由の領域を広げようとしています。政治的には、これは自由主義的な立場ということになります。この場合、《個人の尊厳》が《多数決原理》と対峙するようなこともあるでしょう。

《public》が本来は《people》の意味をもつとすれば、《デモクラシー(democracy)》が本来「デモスの権力」(demos+cratos)を意味することになって、現代社会では、《public policy》を内容的に "people's policy" または "civic policy" と呼んでいいのかもしれませんが。その場合、人は、あのリンカーンのゲティスバーグ演説で使われた "Government of the people, by the people, for the people" という言葉を想起するでしょう。政府は政策を実行するための手段であり、政策は目的と手段を含んでいるとすれ

ば、リンカーンは、民主主義を「人民の、人民による、人民のための政策」("Policy of the people, by the people, for the people")というように定義してもよかったのかもしれないのです。

以上のような検討からすると、いま《public policy》の《publicness》の意味を問いなおすことの意義は、その本来の公衆的意味を回復し、公共政策を市民レベルにおける視点や発想を基準として見なおし、公共政策を市民に対して親切な、行き届いたものにする、市民の負担する租税を財源とする財政運用を適正かつ合理的なものにすること、さらに政策過程を市民的な合意形成の角度から活性化することにある、といえるでしょう。その意味で、政策思考における市民的公共性の思想を、さらに展開してゆくことが必要です⁽³⁴⁾。

4.2 《おおやけ》と《ハレ》

次に、日本語の《公共》の語源分析をすることにします。この言葉の基本要素は、《公》と《共》ですが、これらは訓読みで、それぞれ「おおやけ」と「ともに」を意味します。

《おおやけ》というのは、もともと「大宅」「大家」のことです。つまり「大きな家」を意味します。日本では、古くはそれはとくに「おおきみ(大君)」のすむ「皇居、宮中」のことをさし、また「政府、官庁、官事」を、さらに「国家、社会または世間」を意味するようになりました(『広辞苑』)。

このように、語源的に言えば、《おおやけ》は、人が生活する構築物としての家であり、空間的な概念です。《家》という意味をもつ言葉として《おおやけ》は《国家》に通ずる意味をもっていることとなります。また、《家》はそこで営まれる「共同生活」を暗示します。しかし、江戸時代にいたるまで、《おおやけ》に相当する《公》は、長く朝廷をさす言葉として使われてきたといっただけでしょう。たとえば、《公武合体》とか《公家》とか《公卿》などの言葉がそれです。そして、幕末、《大君》は海外諸国では将軍のことをさす言葉として使用されたのです。また幕府のことを国内的に《大公儀》と称することもありました。《まつりごと》の主体としての《おおやけ》の觀念に幕藩体制による一種のねじれが起こっていたようです。この問題は奥行きが深いので、ここではこのぐらいにしておきます。

ところで、《おおやけ》という言葉のひとつの注目すべき側面は「大きい」という量的な意味です。つまりそれは質的隔絶より、量的連続性を含意する言葉なのです。この

量的な性質は、《おお》が、さらに「おおぜい(大勢)」に通じているところにも現われています。つまり、《おお》は「多数」をも意味するのです。《おお》という言葉は「おおごとになる」の《おお》でもあって、「おおごと」は日常性をこえた「大変なこと」ですが、「多数の人々がかかわってくる」という意味も含まれています。

《おおやけ》は「おおやけにする」というようにも使います。これは「公開する」、「表だっただのものとする」、「公然のものとする」、「多数の人々に知らせる」、「世間周知のことにする」ことで、まさに《publicity》に相当する言葉です。多数の人々に周知されそれについての情報や知識が共有されるような、非日常的な出来事が「おおごと」です。《公共性》の《共》、つまり《ともに》は、「共同」、「共通」、「一般」などを意味するわけで、英語の《common》に相当します。この《common》から《community》や《communication》などの言葉が成立したことはいうまでもありません。

このようにして《おおやけ》と《ともに》をあわせると、語源的にみると、私たちの《公的なもの》の概念は、相対的な程度問題を含む概念で、その点、《public》に通ずるところがあります。ただ《おおやけ》には《public》にないような、はっきりしたイエの空間性の意味があります。そういえば、イエは明治国家においては、家父長的イエ制度にみられるように、なかば《公》的な性格をあたえられていたのです。

最近の日本では、《会社》も《おおやけ》のひとつになっています。司馬遼太郎さんは次のように述べています。「会社というのはむろん私企業であり、株式会社という営利法人であり、それ以外のなにものでもない。しかし、日本人の場合、そのなかに入って働きはじめると、会社に“公”を感じるところがある。ときに圧倒的に感じる。古代ギリシア人が自分の都市に“公”を感じたり、明治人が国家に感じたりするようにである」(35)。

会社が《公》であるということは、しかし、もともと《おおやけ》の概念が相対的・多元的なものであり、ヨーロッパ的な《public》概念にしてもそうだということからすれば、別に異常なことではありません。ハーバーマスは、個人の家についても、格式ばった公共性空間としての客間と、小家族的親密性空間としての居間の分離さえ指摘しています(36)。ただ、一時の日本的会社人間の「滅私奉公」的な態度が異常さを感じさせたということはあるでしょう。つまり日本の《おおやけ》に対する《わたくし》は伝統的に非常に小さいものとイメージされていて、《おおやけ》との対立・緊張関係など「問題にならない」とされる、といったところがありました。日本文化には《おおやけ》

に全人格的な没入を求めるようなところがありました。

以上を要するに、《おおやけ》は、大きく強いもの、支配の主体を意味するといっ
てよいでしょう。

ところで、私たちが《公共》の意味を考えるうえで、もうひとつの重要な日本語が
あります。それは《晴れ(ハレ)》という言葉です。

《晴れ》という言葉は、もちろん天候の《晴れ》を意味しますが、「晴れがましい」
とか「晴れをする」、「晴れ晴れした」というように、社会現象についても使用されて
います。その意味としては、たとえば『広辞苑』は「ひろびろとはれやかな所」、「は
れがましいこと」、「おもてむき」、「正式」、「おおやけ」、「公衆の前」、「ひと
なか」といった意味をあげています。このように、むしろ《ハレ》のほうが、《公共性》
のさまざまな意味的次元をよく現わしている言葉だといえそうです。なお、《ハレ》の
反対語として伝統的に用いられてきたのが《曇(ケ)》であることはご承知の通りです。

この《ハレ》または《晴朗性》を、《公共政策》の評価基準として使ってみることも
一考に値すると思います。つまり、公共政策が、どの程度《clear》で《distinguish》
な合理性をもち、《fair》であるか、さらに、政策および政策関連情報がどの程度公開
されているか、などが評価されることを、この基準は求めることになるでしょう。

4.3 《公》と《私》

いま私たちは、公共問題について考えようとするとき、《おおやけ》とか《ハレ》な
どの言葉より、むしろ《公共》という漢字を使うのが普通です。そこで《公》という言
葉について、すこし検討を加えておくことにしましょう。

漢字の《公》については、次のように説明されています。象形文字としての《公》の
字形は、儀礼を行なう宮廷の廷前の平面形を現わし、その一部をなす《八》の形は、「障
壁」を意味している。このようにして《公》の初義は「公宮」であり、そこから宮廟に
祭られるような身分の高い人をも《公》と呼ぶ⁽³⁷⁾。

「公私と対称するのは、.....支配者とその服属者という関係である。.....私とは非独
立的なものである。私を支配するものは公、公とは族長領主をいう。公宮はその氏族の
宮廟であり、その祭祀権をもつ公が、またそこに祭られるべき人であった。氏族は共同
体的性格をもつものであるから、そこから公共の意となり、官府の意となり、公私は官

民という関係になる。氏族共同体のなかでのことが、政治的行政的關係にそのまま移行したのである。公私は本来支配關係の語」であって、価値的差別の意味は含まない」(38)。

してみると、《公》は、もともとは、宮廷という特殊な空間、最大の有力者の公式の空間のことだったのです。まさに《おおやけ》に通ずるところがあります。《おおやけ》より格式ばった感じがするのは漢字の特徴でしょう。《公》や《おおやけ》は、比較政治学的には、古代ギリシアやローマのフォーラムと対比すべき政治的空間です。

《公》のような限られた閉鎖的な空間は、それが最大の有力者の所有する空間であったとしても、それ自体としては、《公共》という言葉に含まれる《共》の契機はあまりもたないだろうと思われるのですが、《私》の支配によって、《公》は、よりひろい社会的単位における全体性と一般性を主張することができ、このようにして《公》自体が社会的共同性・共通性の意味をもつことになったようです。

『字統』には、《公》には「公平」の意味もあって、戦国時代の思想家韓非子が、《公》の字形について、《公》の《ム》は「私」を意味し、「私にそむく、これを公という」と述べたということが記されていますが、これは興味深いことです。

そこで『韓非子』を開いてみると、第49篇に、そのことが載っています(39)。訳文では、次のようになっています。「むかし、蒼頡[そうけつ]が文字をつくったとき、自分でまるく囲うのを「ム(私)」とし、「ム」に反対するのを「公」とした。公と私とがあい反することは、つまり蒼頡もすでにそれを知っていたのだ。いま公と私とは利益が一致するなど考えるのは、よく考えないための過ちである」(40)。

韓非子のいっている《公》というのは簡単にいうと君主のことですが、それだけでなく、君主が責任をもって統御すべき国家秩序のことをもさしています。その統御の基本手段が「法術」、とくに「公法」です。法家の思想家として韓非子は統御手段としての法の意義を強調します。「主の道はかならず公私の分を明らかにし、法制を明らかにして、私道を去る。それ令はかならず行なわれ、禁はかならず止むは、人主の公義なり。・・・私義行わるればすなわち乱れ、公義行わるれば、すなわち治まる。ゆえに公私に分あり。人臣に私心有り、公義有り、身を修むること潔白にして公正を行ない、官に居りて私無きは、人臣の公義なり。行を汚し欲を縦にし、身を安んじ家を利するは、人臣の私心なり。明主上にあれば、すなわち人臣は私心を去りて公義を行ない、乱主上にあれば、則ち人臣は公義を去りて私心を行なう。・・・ゆえに曰わく、公私は明らかにせざるべからず」(41)。

ここでとくに注目すべきことは、《私》である臣の行動について韓非子が述べているところです。「人臣に私心有り、公義有り、身を修むること潔白にして公正を行ない、官に居りて私無きは、人臣の公義なり」。つまり、《私》である臣も《公義》に服するのです。この君臣ともに拘束する《公義》こそ、いまでいう《公共性》ではないでしょうか。

韓非子はさらに、「君臣は心を異にす。君は計を以て臣をやしない、臣は計をもって君につかう。君臣の交は計なり」と述べていますが、ここでかれがいう《交》は、《計》といういわば合理的な選択によって成立するもので、《契約》に相当する概念だと思われる(42)。そういう契約によって、君臣全体を覆う《公義》の公共圏が成立するので、このこと、および韓非子の構想した《公義》《公法》にもとづく国家の形態が、ある意味で立憲君主制にちかいはることは、ブキャナンの議論を連想させます。

現在からみて『韓非子』でとくに重要なのは、《公・私》の領域は《交》において成り立つものではあるが、《交》それ自体が《公共性》の領域ではなくて、《公》の領域と《私》の領域を包摂するような形の《公義》こそ《公共性》であるという認識が示されている点にあると私は思います。この点は、ハーバーマスが《公》と《私》との接触領域に政治的公共性を求めたのとは異なっています。また韓非子の《公義》は、また、《計》に基礎づけられた合理的秩序であって、それは、《大和》という古名をもつ日本の感情的親和性にもとづく《和》の公共性思想とはかなり異なるものといえるでしょう(43)。

さて、以上のような検討から、どのようなことが言えるでしょうか。

まず、《おおやけ》と《わたくし》、《公》と《私》、《public》と《private》などの概念セットは、社会における構造分化ないし集団的な分化にかかわる言葉だということです。その意味内容や特徴を明らかにするために、むかしから、上と下、多数と少数、大と小、一般と特殊、全体と部分、共通と固有、公式と非公式、格式と親密、開放性と閉鎖性、不特定性と特定性、明るさと暗さ、表と裏、広さと狭さ、などの対極的な概念セットが使用されてきました。

そして《公》と《私》は、一元的な垂直的支配関係における《上》と《下》として概念化される傾向がありました。これに対して《public》と《private》は、《社会》と《個人》というような水平的な位置関係における対立の色彩が強く、《public》が《公衆》の意味で概念される場合には、多元性を目立った特徴としています。

このため、現代の日本や、伝統的に中国文化の影響の強い、しかし近代化の進んだアジアの諸国では、伝統的な《公共性》概念のうえに、ヨーロッパ系の《public》と《private》という概念セットが入ってきているものですから、概念的混乱をまぬがれないところがあります。このことは、《公・私》と《public-private》のどちらで公共性を考えるのかというだけでなく、これらを組み合わせると、4つの結合概念ができることによってもある程度分かります。つまり、(a) 公的・public、(b) 公的・private、(c) 私的・public、(d) 私的・private、がそれです。これらのうち、現代の教養のある日本人が、はっきり《公的なもの》として認識できるのは、《公的・public》だけでしょう。これに対してはっきり《私的なもの》は《私的・private》の領域だけで、《公的・private》と《私的・public》は、いわばあやしい《公的なもの》なのです。現代社会における《公共性》概念の曖昧さや混乱は、近代化によるヨーロッパ系文化の日本とアジアへの流入によるところもあるのです。しかし、それだけに、できるだけ明確な《公共性》概念を構成する必要があります。

ところで、《おおやけ》や《公》、は語源からして空間的意味をもっていますが、《public》にしても相互のコミュニケーションによって共通の知識や了解事項によって結びつき、まとまっている、または連帯しているという意味では、空間性を獲得しています。反面、《おおやけ》や《公》にしても《public》と同様に多数の人々の出入りする場所なのです。概念統一の材料としての共通概念要素はかなりあるわけです。

しかし、さきに韓非子のところで指摘しておいたように、《public-private》、《おおやけ・わたくし》、《公・私》の区別と《公共性》の概念との関係は、かなりデリケートな問題を含んでいます。

私たちが検討してきたところによれば、《公共性》は《公》が独占するものであると考えるのは古くさい考えです。《公共性》は《私》の領域のなかにも存在するものと考えるのが近代社会の考え方です。そうした公共圏の例として、ハーバーマスは、聴衆、観衆、読書クラブ、さらに客間や市場をあげていましたが、公園、さらに多数の人々が行き交う街頭や駅のプラットフォーム、さらに電車の中にしても、すべて《公共圏》であると言っているのではないのでしょうか。これらの場所で互いに他人である多数の人々が「袖擦りあうも他生の縁」とすれ違っているのです。《公衆道徳》に反した行動がきっかけになってケンカが起こることもあります。もし《公共性》のことを、《公衆道徳》や韓非子のいう《公義》を含むものと考えれば、それを《public》、《おおやけ》、《公》などと同一視することには慎重であるべきです。どうも《公共性》を、これらよ

り高い一般性をもつものと考えたほうがいいようです。

このように《公共圏》が非常に多様であるとすれば、《公共性》のかたちにしても非常に多様でありうるわけです。しかし一般に、これらの空間において、人々は場所にふさわしい一定のマナーを守らなければならないことになるでしょう。それは簡単にいうと、他人と人間らしく社会的に共存するための適応マナーです。

たとえば、市場において互いに他人である人々がコミュニケーションし相互交渉するとき、一定のマナーにしたがうこと、締結された契約にしたがって商品を引き渡し、代金を支払うことが求められます。市場はそうした制度的なものに支えられてはじめて市場としての機能をはたすことができるのです。

市場の制度が確立していない段階では、たぶん人々のあいだに衝突が絶えないでしょう。しかし、そのうちにおのずから人々の間になんらか一般的な性質をもつ共同的・共通的な了解やキマリや作法、あるいは倫理的な規範のようなもの、さらにそれぞれの場所に固有の言語の使用(たとえば他人に対する丁寧語とか敬語)なども生まれ、これらが制度として客観的・具体的な姿をとってくるとともに、そうした事物の存在が人々によって認識され自覚され、さらに文化として伝承・伝播することになります。こうした制度には《義》(《公義》、《義理》)という言葉が示すような規範性や公式性がないともない。このように考えるならば、《公共性》はなんらかの制度的秩序または体制の性質なのであって、この秩序は、うえに述べたような了解やマナー、さらに使用する言語などを、内容として含むのです。

《公共圏》と呼ばれるものは、互いに他人である多数の人々が社会的に共存することを可能とする秩序のことです。もし《公共性》を《公》や《公共圏》と同一視するのではなく、これらから区別するというのであれば、私たちは、《公共性》を次のように簡単に定義することになるでしょう。すなわち、《公共性》とは、社会的共存の秩序がもつ一般的・全体的・共通の・公式的な性格のことである、と。

多様な公共圏または公共空間のうち、伝統的にとくに重要と考えられてきたのは政治共同体です。それは、政治が社会全体に対する権威的拘束力をもっていて、全包括的な性格が強く、それが制定する法の秩序にみられるような、優越的な公共性を主張するのが普通だからです。したがってまた、とくに国家における政治的公共性が社会の代表的・標準的な《公共性》とされることになったのです。

しかし、たとえば近世ヨーロッパにおけるプロテスタンティズムの形成にともなってプロテスタント集団とカトリック国家とが対立したように、精神的のコミュニケーション

ンの領域にかかわる宗教団体も、ある種の公共圏を形成して国家的公共性と対立することがあります。

それに、何度も指摘したように、市場もまた、私たちの生活財を供給するシステムとして基本的な意義をもっています。アダム・スミスが市場原理の重要性を説いたことはよく知られていますが、あれは新しい公共空間の発見であって、「公的権力」に対して「私的経済」にもある種の公共性があり、しかも政治的公共性にもとづく経済生活の制御よりも、むしろこの新しい経済的公共性の自律性を尊重するほうが、全社会的にみてもより福祉につながりやすいという発見だったといえるでしょう。

4.4 《公共圏》としての世界・世間・天下・国家

公共性をもつ場は多種多様で、いわばミクロな公共圏の公共性もそれに包括されることになるでしょう。「和敬静寂」をモットーとする茶道の世界なども、一種のミクロの公共圏だと考えられます。しかし、この節では、日本で伝統的な、いくつかのマクロの公共圏のことについて考えてみたいと思います。

日本で伝統的な公共性概念というとき、主軸となったのは、いうまでもなく《国家的公共性》ですが、そのほかにも、国家をこえるような、または国家外的なマクロの社会的共存秩序の概念があります。それは《世界》、《世間》、そして《天下》です。つまり日本文化の伝統のなかには、《国家的公共性》のほかに《世界的公共性》、《世間的公共性》、《天下的公共性》の概念が存在するのです。最近では、司馬遼太郎さんが指摘したように、《会社会的公共性》もあるといえるでしょう。

九鬼周造は『「いき」の構造』において、江戸時代の「異性的特殊性の公共圏」において、ある美の感覚が洗練されて、「いき」の概念が生まれたと説いていますが、この「異性的特殊性の公共圏」をも包括しているのが、西鶴の『世間胸算用』でいう《世間》、「世間様に申し訳ない」というときの《世間》です⁽⁴⁴⁾。

《世間》は、仏教的な《世界》概念と儒教的な《天下・国家》概念が世俗的に融合したものでしょう。《世間》の眼は《他人》の眼です。世間をわたるうえでの基本的な倫理が《義理》です。《世間的公共性》または《市井的公共性》の規範としての義理は《私》の領域の倫理としての《人情》としばしば対立します。

世俗化した《世界》概念としての《世間》の概念は、いまだに生きていますが、《世界》という言葉は、現在、本来の宗教的な超現実性をもつ概念としてではなく、地球的

規模の社会や国際関係の広がりのことをさして用いられようになっています。この地球上にはさまざまな地域に何十億にも達する人々が住んでいて、国々を形成し、とくに外交、貿易、観光、国際コミュニケーションなどの発達によって、《世界的公共性》の概念が形成されつつあるのです。

この現在の《世界》の概念に相当するものを、伝統的な公共圏の諸概念のうちに探してみるならば、《天下》の概念がそれに相当するものといえるでしょう。そして、先に挙げた5つの公共性概念のうち、歴史的変革期においてとくに重要な役割をはたしてきたのも《天下的公共性》の概念であったのです⁽⁴⁵⁾。

その幕末における一例として、吉田松陰の《天下》論を紹介してみましょう。

松陰が維新回天の業に大きな精神的役割を演じたことはよく知られています。そのかれは、ペリー来航のさいにアメリカに渡航しようとして失敗し、獄にくだされましたが、野山の獄で書き始めたのが『講孟余話』です。

この本の冒頭でかれは次のように言います。「修身齐家治国平天下は大学の序、決して乱るべきに非ず」⁽⁴⁶⁾。

ここで「修身齐家治国平天下」は《公共的なもの》の入れ子構造的秩序とみていいものですが、松陰は孟子の「居天下之広居、立天下之正位、行天下之大道」という言葉から始まる一節を引用して、「此一節反復熟味すべし」と述べ、「天下」は広く、大きいだけでなく、「ある正しい道理の支配するところ」と考えています⁽⁴⁷⁾。しかし、その「天下」の道理の理解、いわば世界認識は、人によってかならずしも一致しないかもしれない。

太閤秀吉が晩年、乱行に走りはじめたころ、洛中に「天下は、てんか[殿下]の天下ならず 天下は天下の天下なり」という落首が書かれて人々を驚かせ、豊臣政権の行方に暗雲を感じさせたという話は有名です。この文章で最も重要なのは、天下は個人のものではなく、ひとつの全体として、全体の共有物である。ということを主張している点です。ローマ人の《res publica》を想起させられます。

ところが、この豊臣政権の崩壊にまつわるエピソードのことを知っていたのかどうか、獄中の松陰は、そのころ長州藩・萩の明倫館の文題として、「天下非一人天下説について論ぜよ」というのが出されたということを伝聞で知って、「毛唐人の口真似して、天下は一人の天下に非ず、天下は天下の天下なりなどと罵り、国体を忘却するに至る。おそるべきのはなはだしき也」と否定的態度を示しました。かれによれば、「天下非一人天下説」は中国の兵書『六韜』[りくとう]から出たもので、「聖經」に由来するもので

はなく、「漢土にても通説に非ず」として、まず原典の権威から、これを否定し、皇国観念から「天下は一人の天下なり」と主張します(48)。そして松陰は、この「皇国日本=天下」のことを考え抜くのを、かれ自身の使命としたのです。「もし天下を以て任とせんとならば如何。先一[せんいつ]心を正し、人倫の重きを思ひ、皇国の尊きを思ひ、夷狄[いてき]の禍を思ひ、事につき類に触れ相共に切磋琢磨し、死に至る迄他念なく、片言隻語もこれを離ることなく・・・」というのが、かれの覚悟だったのです(49)。

松陰的な天下概念は、幕末の長州で、さらに日本的な規模において偉大な力を発揮しました。しかし、それはせいぜい日本のことだったのです。国際化の進んだ現代、私たちは、やはり《天下》をもっとグローバルにとらえざるをえないところがあります。たとえば、金融ビッグバンの問題にせよ、いまの日本の公共問題で、グローバルな状況からの問題提起でないものは少ないといってよい状態なのです。しかも、「天下は一人の天下に非ず、天下は天下の天下なり」と主張する声が世界のいたるところから聞こえてきているのが現状ではないでしょうか。《公共的なもの》のグローバル・スタンダードを考えることは私たちの重要な課題です。地球環境における生態系における共存の思想が、そのさい基本的なコンセプトとなるでしょう。

ただし、私たちは、日本のことを中心に考える松陰的な立場から全く縁を切ってしまうわけにもいかないことを指摘しておかなければなりません。それは、現在もなお、それぞれの国民は、それぞれ自分の面倒をみる責任があるからです。個人が自分のことの面倒を見る責任があるように、それぞれの国民は自立し、自分たちのことを自分たちの力で処理しなければならないのです。国民が国民全体にかかわることを処理する機構が国家です。グローバリゼーションが進んでいるからこそ問題が多様化・複雑化しており、このため国家がますます重要になってきているということを、あらためて強調しておきたいと思います。

5. 公共圏の座標系

《公共性》の定義を終えましたので、次に《公共圏》の構造分化の問題について考えてみることにしましょう。

私たちは、《公共性》を《公・私》、《public-private》の区別と密接な関係をもつが、これらと区別すべきものである、と結論しました。そこで《公・私》、《public-private》の代わりに《公共》《非公共》という言葉を使うことにして、政治的な公共

性をタテ軸にとり、ヨコ軸には社会経済的な公共性をとって、1つの座標系を構成してみることしましょう。こうした座標系は、政治的公共性概念と社会経済的公共性概念の組み合わせを表現して、公共性概念の広い領域をカバーすることになるでしょう。ただし、ここでの《政治的公共性》は、国ないし自治体におけるそれを意味しています (50)。

図2は、このようにして構成した公共圏概念の座標系を示します。タテ・ヨコの中央の点線は、それぞれの時代の一般的・標準的な政治的公共・非公共と社会経済的公共・非公共の区別の目安を意味する線として引かれてあります。

図2 公共圏の座標系(1)

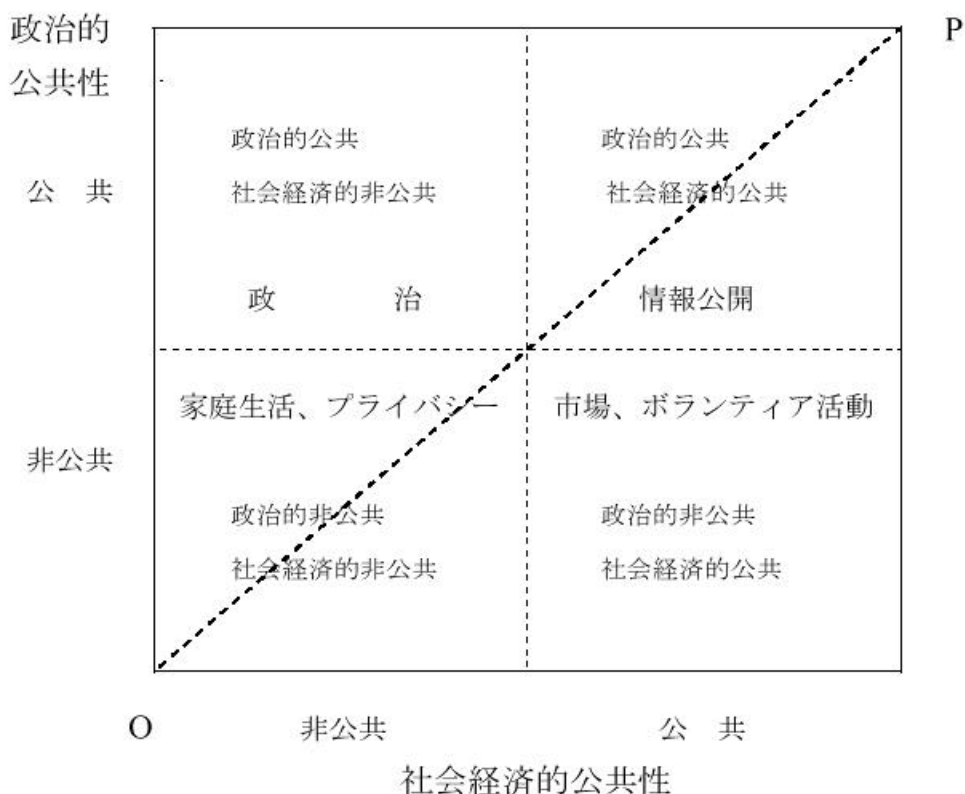


図2における原点Oから点Pにいたる点線の対角線は、政治的・社会的公共性が高まっていくときの移動の変化をみるときの基準線として役立つでしょう。ヨーロッパを基準としてみるならば、19世紀後半以降20世紀の70年代までの約100年間は、公共領域の拡大傾向の強かった時期であったといえるでしょう。

公共性指向の高まりの仕方は、しかし、この線にそって直線的に移動するといった場

合だけでなく、社会経済的公共圏を経由したり、常識的な意味での政治的非公共圏を経由したりすることも多いでしょう。4つのボックスには、「家庭生活」、「プライバシー」、「市場」、「ボランティア活動」など、それぞれのケースの例をあげておきました。

政治的公共圏と社会経済的非公共圏の結合形態の例としては歴史上ひろくみられた家産制国家や領国制国家があります。政治的非公共性と社会経済的公共性の結合形態としては無数の多元的集団をあげることができます。通常、会社もこれに属します。

図3 公共性の座標系(2)

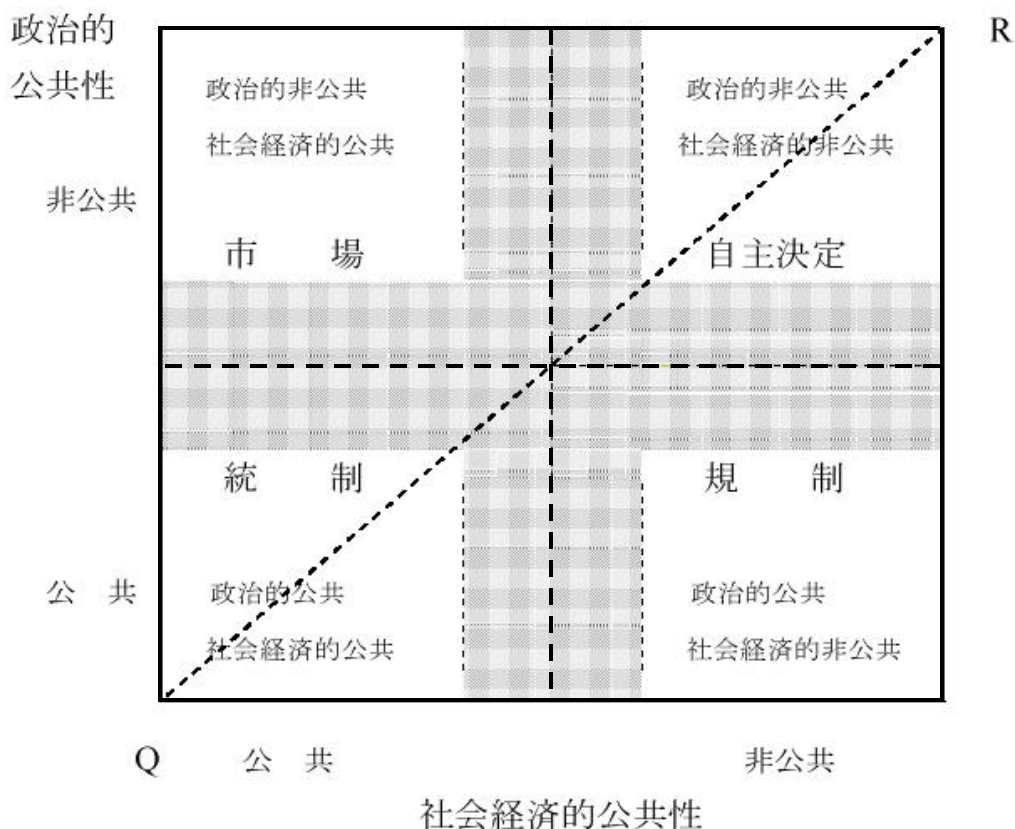


図2を《公共》を中心にして描きかえてみることも有益でしょう。図3はその結果を示します。図の中心部に位置する矩形は、《公共》《非公共》の区別のあいまいな境界領域を意味し、いわゆる第3セクターの企業ないし事業体は、このグレイ・ゾーンに属するわけです。左隅に位置する企業の例は国有企業でしょうが、各種の公営企業もこれ

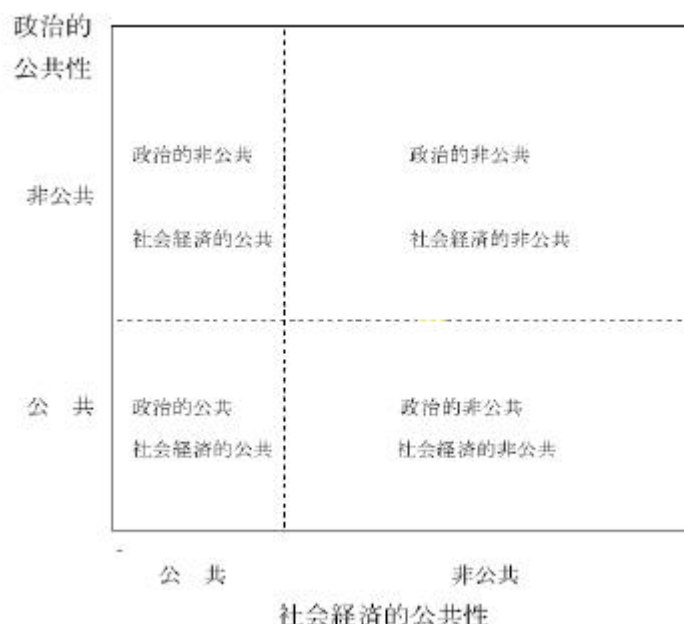
に近いところに座を占めています。

図3の原点Qから対角線を通して点Rにいたる経路は、《プライベートイゼーション》ないし《私化》の理念線です。政府と企業の関係でいえば、これは《民営化》や《規制緩和》を意味します。

20世紀の70年代以降、対角線QRにそった方向への大きな世界的動向が生まれています。公共性の意味が問い返され、さらに公的セクターが収縮する傾向が生まれているのです。1980年代から90年代にかけての社会主義圏の崩壊や「小さな政府」論の復活はそのなかでも大きな出来事でした。この傾向は長期的なもので、それへの適応が求められています。行政改革や公共事業の見直しにしても、こうした大きな歴史的動向と関係しているわけです。なお、図3の各ボックスには、それぞれの特徴的な意思決定の様式を例示しておきました。

この図は、いまあげた政治と経済・企業のかかわりの分析だけでなく、セネットが『公共性の喪失』で問題にしたような、公共性をめぐる社会心理の変化の分析にも役立つでしょう⁽⁵¹⁾。

図4 公共圏の広さ狭さの例示



いままでの話は座標軸を固定したうえでの話ですが、外側の枠をある社会の全体を表現しているとして、その社会における公共圏または公共領域の広さ・狭さの比率を、夕

テヨコの軸を位置の差異と区切られてできる矩形の大小によって表現することもできますが、図4は、その一例を示すものです。

6. おわりに

結論として次のようなことを述べておきたいと思います。

まず第1に、《公共性》の概念は《公・私》ないし《public-private》の区別と関係する概念ではあるが、《公共性》はこれらの区別をこえた、そしてこれらをより高いレベルで統一した概念とみたほうがいいということです。《公共性》は社会的共存の思想を核心とする概念であって、多数の人々が包摂されているこの共存秩序の全体的・一般的・共同的・公式的な性格のことをさしていると解されるのです。したがってまた、《公共政策》は、この社会的共存にかかわる、一般的・共同的・全体的な性格をもつ問題の処理をするための行動指針であって、社会的共存への配慮を核心とする政策だということになります。そして国や自治体の政府は、この種の役務の処理をするために社会が設立し維持する機構にほかならないのです。したがって、《公共政策》とは国や自治体の政府がかかわる政策のことである、と言ってもよいということになります。

第2に、《公共性》が、伝統的な《公・私》の区別をこえる性質をもっているとすれば、私たちが現在使っている《公》や《私》にも、そうした意味合いが入ってきているということが考えられます。つまり、《公》はすでに《公共的なもの》を、《私》は《非公共的なもの》を意味するものとしても使われているということです。こうした状況が《公共性》の概念をいっそう不透明にしていると思われるのです。

第3は、その《公共性》も現在では種類がさまざまだということです。すでに述べたように、公共空間を伝統的に代表してきたのは、国家などの政治的公共性システムでした。それは、政治が全体的支配を要求すること、またその要求を強制力によって貫徹することができたということによるところが大きかったわけです。しかし、ひとつの国家の内部をとってみても、社会の世俗化と社会分業の発達に対応するかのよう多元的な自立的集団が発達し、社会経済的公共性が政治的公共性や宗教的公共性に対抗して形成されてきています。当然、公共性を多元的な構造をもつ公共圏システムに関連づけてとらえる必要があるのです。こうしたことからすると、経済学が《公共財》をとらえるときに使用している《外部性》の概念は、より一般的な観点からみても重要な意味をもつことになるだろうと考えられます。

第4に、サミュエルソンが定義したような公共財の概念は、《公共性》の一般概念を考えるうえでも啓発的であることが確認されました。

また私は、ブキャナンの理論を検討することによって公共問題についての経済的外部性をキー・コンセプトとするアプローチとしての《公共選択論》における《公共性》概念の性格をスケッチしましたが、公共選択論は経済学という強力な分析方法に支えられている点、非常に有利である反面、公共政策の多様性や広範性を考慮するならば、それが扱っている公共政策の範囲はかなり限られたものとなる可能性があると思われます。

第5に、私は、公共性にかかわる概念のいくつかを組み合わせ、公共圏または公共空間の座標系の構成を試みました。現代の多元的公共性を分析的にとらえるためには、こうした試みも必要ではないかと思ったからです。ご批判を仰ぎたいと思います。

最後に、公共政策研究に関連するいくつかの研究課題にふれておきたいと思います。

そのひとつは、たとえば日本の社会経済的な多元的公共性の実態は、社会科学的方法によってかならずしも十分明らかにされているわけではないということです。1980年代以降、日本でも利益集団の大規模な比較実証分析が進められてきていることは高く評価していいと思いますが(たとえば、辻中豊『利益集団』、東京大学出版会、1988年、など)、利益概念が従来的な《特殊利益》中心に考えられていて、これらの諸集団のもつ公共的側面が軽視されているのではないのでしょうか。社会経済的集団を、さらに広い地平においてとらえる努力が求められていると思います。

また、新しい公共的連帯の問題があります。1970年代に噴出してきた市民運動はいまどのような状況にあるのでしょうか。阪神・淡路大震災で姿を現わした50万人以上、最大120万人ともいわれるボランティアたちは、いまどのような生活を、活動しているのでしょうか。あの当時、被災地にはたしかに新しい公共的連帯の姿がみられたのです。そもそも、公衆としての日本人はいま何を考え、いまの世相をどのように感じて生きているのでしょうか。人々の生活空間はどのような構造をもち、それぞれのミクロの公共圏でどのような《公・私》がどのように区別されているのでしょうか。その判別の基準・メルクマールはどのようなものなのでしょうか。こうした諸問題をもっと体系的・実証的に研究する必要があると思います。この種の研究は、アノミーが進行して公共的社会連帯が侵食され、社会規範や社会的権威の拘束力が低下してきている現在、重大な意義をもっているのです。

私は、いま社会経済的公共性の重要性を強調しましたが、そのことは政治的公共性の

軽視を意味するものではありません。政治的公共性のことを無視ないし軽視するような《公共性》研究など、それこそ問題だというべきでしょう。政府を含めて、政治の世界こそ、《国民》や《市民》の名のもとに社会の成員のすべてを包括する最も大規模な公共圏なのであって、これを全く問題にしないような公共政策研究など考えられないのです。

最近、民営化や規制緩和の潮流や、政府の失敗の実例が多くなるとともに、《公共性》概念についても、その政府との関連性をあらためて見直そうという動きがあります。こうした再検討には大きな意義がありますが、公共性概念の脱政府化がいきすぎるならば、公共性問題から政府や政治を免責することにもなりかねないのです。バブル経済の崩壊以後の日本は危機的状況にあります。いま、この状況において、政府とその政策を問題として取り上げないような公共政策研究など、なんの役にも立たない、と国民に言われても仕方がないでしょう。

注

(1) たとえば、長谷川(1998)10-14 ページ。藪野(1998)。カネの側面から公共性を問い返したものとして、五十嵐・小川(1997)など。なお、足立(1984)51-66 ページをも参照。

(2) 山川(1980)、山川(1984)3-32 ページ、山川(1993)、山川(1997)1-19 ページ、など。

(3) このインタビューによって得たデータの分析については次を参照。山川(1997)1-83 ページ、Yamakawa(1998)pp.13-55。

(4) 阿部(1966)序説・「現代政治における公共の観念」第1節。

(5) 長浜(1973)19-20 ページ。

(6) 長浜(1973)23-24 ページ。

(7) 室井(1990)3-17 ページ。なお、同書所収の、水口(1990)330-350 ページをも参照。

(8) 室井(1990)11-13 ページ。

(9) 室井(1990)13 ページ。

(10) 室井(1990)14 ページ。

(11) Quade(1982)。

(12) たとえば、Dye (1975) , Baker (1975) , Goodin (1982) , Heidenheimer (1983) , Nagel (1984) など。

(13) 《Public administration》における《public》の意味を深く追求したアメリカの行政学者として代表的なのは、ドワイト・ワルドーです。たとえば Habermas(1962)、Waldo (1965) pp. 5-30。

(14) Olson (1965) . Lowi (1964) pp. 676-715. ローウイは公共政策を、配分政策、規制政策、再配分政策の3つの型に分類しました。なお、近現代における公共政策の類型的変遷については、山川(1996) 159-164 ページを参照。

(15) Arrow (1963) 2nd ed.

(16) Mueller (1989)、訳書 1-2 ページ。

(17) Samuelson (1954) .

(18) Mueller (1989)、訳書 12 ページ。

(19) Buchanan and Tullock (1962) pp. 3, 11.

(20) Buchanan and Tullock (1962) pp. 4-5.

(21) Buchanan and Tullock (1962) p. 316.

(22) Senett (1976) . Weintraub and Kumar (1997) . セネットについての日本での研究としては、たとえば麻野(1993, 1994)を参照。

(23) Dewey (1927) .

(24) Rawls (1971) . Also cf. Rawls (1993) .

(25) Rawls (1971) p. 266.

(26) Habermas(1962) , Habermas(1990) . なお次をも参照、Habermas(1985) .

(27) Lasswell and Kaplan (1952) p.39.

(28) こうした問題意識を、実証研究と結合した業績として代表的なのは、Almond and Verba (1963) 。

(29) Habermas (1990) p.86、訳書 46 ページ。

ここでかれが《公共性》を領域的空間としてとらえていることが注目に値します。このため、ハーバーマスの『公共性の構造転換』の邦訳者たちはしばしば、《Öffentlichkeit》を《公共圏》と訳しています。なお、《公共圏》という言葉は、日本ではすでにはやく、九鬼周造が九鬼(1930)において、文化分析のキイ・コンセプトとして使用していることに注意をうながしておいてもいいでしょう。

(30) Habermas (1990) p.89、訳書 49 ページ。

- (31) 同上 p.88、訳書 48 ページ。
- (32) 同上 p.86、訳書 46 ページ。
- (33) スタンダール『赤と黒』第39章。
- (34) 松下(1963)は、そうした観点からの重要な先駆的業績です。
- (35) 司馬(1993)195 ページ。
- (36) Habermas(1990)p.107f、訳書64 ページ以下。
- (37) 白川(1994)285-286 ページ。
- (38) 同上。
- (39) 金谷(1994)第4冊188-190 ページ。
- (40) 同上189 ページ。
- (41) 金谷(1994)第1冊355-356 ページ。
- (42) 同上355 ページ。
- (43) 「大和」という古い国名は「大いなる公共圏」という意味をもっていたのではないかと思います。「和」の公共性理念は、やはり韓非子の《公義》より、儒教の《徳》の公共性理念のほうになじみやすいものだったといえるでしょう。
- (44) 《世間》についてより詳しくは、嵐山(1984)、阿部(1995)を参照。
- (45) 「人王第九十六代に当たり、天下ひとたび乱れて主安からず。このとき東魚来たりて四海を呑む。日西天に没すること三百七十余カ日、西鳥来たりて東魚を食らう。その後海内一つに帰すること三年、?猴[みこう、巨大な猿]の如き者、天下を掠むること三十年余。大凶変じて一元に帰す」。この文章は、南北朝時代の動乱を記した太平記が『日本一州未来記』という予言の書に記載されていたとして伝えているものです。この文章でも《天下》概念が歴史的変革のキー・コンセプトとして使用されています。
- (46) 吉田(1936)15 ページ。
- (47) 同上77 ページ。
- (48) 同上250-251 ページ。
- (49) 同上31 ページ。
- (50) その理由については、本論文、17 ページを参照。
- (51) 本論文、8 ページ、および注(22)を参照。

引用文献

麻野雅子「公的世界における人々の絆 - リチャード・セネットの公共性論」、『法学論叢』第134巻第2号、1993年11月、第135巻第5号、1994年8月。

足立幸男「政策評価における Public Interest 概念の意義と役割」、日本政治学会編『政策科学と政治学』、年報政治学1983、岩波書店、1984年、51-66ページ。

阿部謹也『「世間」とは何か』講談社現代新書、1995年。

阿部斉『民主主義と公共の概念』勁草書房、1966年。

嵐山光三郎『世間』駸々堂、1984年。

五十嵐敬喜・小川明雄『公共事業をどうするか』岩波新書、1997年。

金谷治訳『韓非子』全4冊、岩波文庫、1994年。

九鬼周造『「いき」の構造』（1930年）、岩波文庫版、1979年。

司馬遼太郎「会社的“公”」、『この国のかたち』2、文春文庫、1993、195ページ。

白川静『字統』平凡社、1994年。

長浜政壽「現代行政における公共性の問題」、同『現代国家と行政』、足立忠夫・加藤一明・福島徳寿郎・村松岐夫編、有信堂、1973年、19-20ページ。

長谷川公一「パブリックと『公』の間」、『書齋の窓』第475号、1998年6月、10-14ページ。

松下圭一『シビル・ミニマムの思想』東京大学出版会、1963年。

水口憲人「行政と公益」、室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社、1990年、330-350ページ。

室井力「国家の公共性とその法的基準」、室井力・原野翹・福家俊朗・浜川清編『現代国家の公共性分析』日本評論社、1990年、3-17ページ。

藪野祐三「ローカルイニシアティブの創造：イデオロギーとしての公共政策」、『公共政策』第1号、日本公共政策学会年報1998、1998年。

山川雄巳『政策過程』蒼林社、1980年。

_____「政策研究の課題と方法」、日本政治学会編『政策科学と政治学』、年報政治学1983、岩波書店、1984年、3-32ページ。

_____『政策とリーダーシップ』関西大学出版部、1993年。

_____『政治学概論 第2版・補訂版』有斐閣、1996年。

_____ 「政策科学の現状と未来」、『政策科学』第5巻第2号、1997年10月、1-19ページ。

_____ 「阪神・淡路大震災における村山首相の危機管理リーダーシップ」、『関西大学法学論集』第47巻第5号、1997年12月、1-83ページ。

吉田松陰『講孟余話』、広瀬豊校訂、岩波文庫、1936年。

Almond, G. A. and S. Verba, *The Civic Culture: Attitudes and Democracy in Five Nations*, Princeton University Press, 1963.

Arrow, Kenneth, *Social Choice and Individual Values*, Yale University Press, 1951. 2nd ed., 1963. 長名寛明訳『社会的選択と個人的価値』日本経済新聞社、1977年。

Baker, Robert F., Richard M. Michaels, and Everett S. Preston, *Public Policy Development*, John Wiley & Sons, 1975.

Bucanan, James M. and Gordon Tullock, *The Calculus of Consent*, University of Michigan Press, 1962.

Dewey, John, *The Public and Its Problems*, Holt, 1927.

Dye, Thomas, *Understanding Public Policy*, 2nd ed., Prentice-Hall, 1975.

Goodin, Robert E., *Political Theory and Public Policy*, University of Chicago Press, 1982.

Habermas, Jurgen, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, 1962, 2nd ed., 1990. 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換』第2版、未来社、1994年。

_____, *Die Neue Unübersichtbarkeit, Surkampf*, 1985. 上村隆広・城達也・吉田純訳『新たなる不透明性』松籟社、1995年。

Heidenheimer, Arnold J., Hugh Hecl, and Carolyn Teich Adams, *Comparative Public Policy*, 2nd ed., St. Martin's, 1983.

Lasswell, H. D. and A. Kaplan, *Power and Society*, Routledge & Kegan Paul, 1952, p.39.

Lowi, Theodore J., "American Business, Public Policy, Case Studies, and Political Theory," *World Politics*, Vol. 16, 1964, pp. 676-715.

Mueller, Dennis C., *Public Choice II*, Cambridge University Press, 1989. 加藤寛監訳『公共選択論』有斐閣、1993年。

Nagel, Stuart S., *Contemporary Public Policy Analysis*, University of Alabama Press, 1984.

Olson, Mancur, *The Logic of Collective Action*, Harvard University Press, 1965.

依田博・森脇俊雅訳 『集合行為論』 ミネルヴァ書房, 1983 年.

Quade, E. S., *Analysis for Public Decision*, 2nd ed., North-Holland, 1982.

Rawls, John, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971.

Rawls, *Political Liberalism*, The John Dewey Essays in Philosophy Number Four, Columbia University Press, 1993.

Samuelson, Paul A., "A Pure Theory of Public Expenditure," *Review of Economics and Statistics*, Vol. 36, 1954.

Senett, Richard, *The Fall of Public Man*, Knopf, 1976. 北山克彦・高階悟訳 『公共性の喪失』 晶文社, 1991 年.

Waldo, Dwight, "Administrative State Revisited," *Public Administration Review*, Vol.25, No.1, 1965, pp. 5-30.

Weintraub, Jeff and Krishan Kumar eds., *Public and Private in Thought and Practice*, University of Chicago Press, 1997.

Yamakawa, Katsumi, "The Prime Minister and the Earthquake: Emergency Management Leadership of Prime Minister Murayama on the Occasion of the Great Hanshin-Awaji Earthquake Disaster," *Kansai University Review of Law and Politics*, No.19, March 1998, pp.13-55.